

地方独立行政法人秋田県立病院機構定款

目 次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 組織及び業務
 - 第1節 役員（第7条－第10条）
 - 第2節 理事会（第11条－第14条）
 - 第3節 業務及び執行（第15条－第17条）
- 第3章 資本金等（第18条－第19条）
- 第4章 雑則（第20条）

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、秋田県の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、並びに県域における医療水準の向上を図り、もって県民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人秋田県立病院機構（以下「法人」という。）と称する。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、秋田県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人は、事務所を秋田市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、秋田県公報に掲載して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により秋田県公報に掲載することができないときは、法人の事務所の掲示場に掲示してその掲載に代えることができる。

第2章 組織及び業務

第1節 役員

(定数)

第7条 法人の役員として、理事長1人、副理事長1人、理事4人以内及び監事2人以内を置く。

(職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 3 副理事長は、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 4 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理する。
- 5 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長及び副理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長及び副理事長が欠員のときはその職務を行う。
- 6 監事は、法人の業務を監査する。この場合において、監事は、秋田県の規則に定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
- 7 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 8 監事は、法人が次に掲げる書類を秋田県知事（以下「知事」という。）に提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。
 - 一 法の規定による認可、承認及び届出に係る書類並びに報告書その他の総務省令で定める書類
 - 二 その他秋田県の規則で定める書類
- 9 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は知事に意見を提出することができる。

(任命)

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

- 2 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

(任期)

第10条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。

- 2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。
- 3 補欠の役員又は増員により任命された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、再任されることができる。

第2節 理事会

(設置及び構成)

第11条 法人に理事会を置き、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(招集)

第12条 理事会は、理事長が必要と認める場合にこれを招集する。

- 2 理事長は、副理事長、理事又は監事から会議の目的である事項を記載した書面を付して要求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(議事)

第13条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

- 2 議長は、理事会を主宰する。
- 3 理事会は、構成員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 4 理事会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 監事は、理事会に出席して意見を述べることができる。

(権限)

第14条 次に掲げる事項は、理事会の議を経るものとする。

- 一 法により知事の認可又は承認を受けなければならない事項
- 二 年度計画に関する事項
- 三 予算の作成及び決算に関する事項
- 四 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項
- 五 重要な規程の制定又は改廃に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、理事長が定める重要事項

第3節 業務及び執行

(病院の名称及び所在地)

第15条 法人が設置及び管理を行う病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称	所 在 地
秋田県立循環器・脳脊髄センター	秋田県秋田市
秋田県立リハビリテーション・精神医療センター	秋田県大仙市

(業務の範囲)

第16条 法人は、第1条に掲げる目的を達成するために、次に掲げる業務を行う。

- 一 医療を提供すること。
- 二 医療に関する調査及び研究を行うこと。

- 三 医療に関する技術者の研修を行うこと。
- 四 医療に関する地域への支援を行うこと。
- 五 災害時における医療救護を行うこと。
- 六 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(業務の執行)

第17条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるところによる。

第3章 資本金等

(資本金等)

第18条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により秋田県から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、秋田県が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として秋田県が評価した価額により資本金を増加するものとする。

2 秋田県からの出資に係る財産のうち土地及び建物は、別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第19条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は秋田県に帰属する。

第4章 雑則

(委任)

第20条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この定款の施行の際現に監事である者の任期（補欠の監事の任期を含む。）については、改正後の第10条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この定款の施行の日の翌日以後最初に任命される監事（補欠の監事を除く。）の任期に係る改正後の第10条第2項の規定の適用については、同項中「理事長の任期（補欠の理事長の任期を含む。）」とあるのは、「同日において理事長である者の任期」とする。

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。ただし、第15条の改正規定、別表第1の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）及び別表第2の改正規定（「脳血管研究センター」を「循環器・脳脊髄センター（平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）」に改める部分に限る。）は平成31年3月1日から施行する。

別表第1（第18条関係）

資産の種別	施設	所在地	地目	地積（㎡）
土地	循環器・脳脊髄センター （平成31年3月「脳血管研究センター」から名称変更）	秋田市千秋久保田町4番109	宅地	14,092.28
		秋田市広面字釣瓶町100番2	宅地	3,205.62
		秋田市広面字釣瓶町98番5	用悪水路	25.00
		秋田市広面字家ノ下4番2	宅地	991.53
		秋田市千秋久保田町4番163	宅地	1,308.71
		秋田市千秋久保田町4番164	宅地	4,167.20
		秋田市千秋久保田町4番172	宅地	3,846.69
	リハビリテーション・精神医療センター	大仙市協和上淀川字五百刈田317番1	原野	18,107.18
		大仙市協和上淀川字五百刈田352番1	宅地	49,185.57
		大仙市協和上淀川字五百刈田356番	原野	11,127.75
		大仙市協和上淀川字五百刈田404番1	雑種地	381.14
		大仙市協和上淀川字五百刈田415番	雑種地	20,135.92
		大仙市協和上淀川字五百刈田451番	雑種地	99,463.16
		大仙市協和上淀川字五百刈田527番	宅地	9,564.32
		大仙市協和上淀川字五百刈田544番	雑種地	37,180.72
		秋田市御所野元町三丁目4番1	宅地	248.32
		秋田市御所野元町三丁目4番2	宅地	227.72
		秋田市御所野元町三丁目4番3	宅地	239.99
		秋田市御所野元町三丁目4番4	宅地	239.74
		秋田市御所野元町三丁目4番5	宅地	249.69
		秋田市御所野元町三丁目4番6	宅地	236.59
		秋田市御所野元町三丁目4番7	宅地	236.44
		秋田市御所野元町三丁目4番8	宅地	250.13
		秋田市御所野元町三丁目4番9	宅地	240.04
		秋田市御所野元町三丁目4番10	宅地	239.44
		秋田市御所野元町三丁目4番11	宅地	228.88
秋田市御所野元町三丁目4番12		宅地	232.86	

別表第2（第18条関係）

資産 の種 別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)
建物	循環器 ・脳脊 髄セン ター (平成 31年3 月「脳 血管研 究セン ター」 から名 称変更	本棟及びガンマナイフ棟	秋田市千秋久保田町6番10号	鉄骨・鉄筋コンクリート造 7階建	17,208.93
		車庫棟	秋田市千秋久保田町6番10号	鉄筋コンクリート造平屋建	180.00
		単身用公舎	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄筋コンクリート造2階建	631.79
		単身用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町100番地2	木造平屋建	42.12
		単身用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄骨造平屋建	117.18
		世帯用公舎	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄筋コンクリート造2階建	735.84
		世帯用公舎物置	秋田市広面字釣瓶町100番地2	木造平屋建	52.92
		世帯用公舎車庫	秋田市広面字釣瓶町100番地2	鉄骨造平屋建	104.16
		部長用公舎 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41
		部長用公舎 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41
		部長用公舎 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造2階建	118.41
		部長用公舎 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13
		部長用公舎 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13
		部長用公舎 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造2階建	118.13
部長用公舎車庫 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18		
部長用公舎車庫 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18		

資産 の種 別	施設	施設名	所在地	構造	延床面積 (㎡)
		部長用公舎車庫 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下5番地	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18
		部長用公舎車庫 (平成30年5月 除却)	秋田市広面字家ノ下4番地2	木造平屋建	23.18
	リハビ リテー ション ・精神 医療セ ンター	管理棟及び病棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 352番地	鉄筋コンクリート造3階建	23,340.13
		除雪車格納庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 352番地	鉄骨造一部鉄筋コンクリート 造平屋建	121.00
		車庫棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 352番地	鉄筋コンクリート造平屋建	153.60
		作業農園器具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 352番地	木造平屋建	40.50
		グラウンド用具庫	大仙市協和上淀川字五百刈田 352番地	木造平屋建	155.52
		単身用公舎北棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 527番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,304.85
		単身用公舎南棟	大仙市協和上淀川字五百刈田 527番地	鉄筋コンクリート造3階建	1,550.12
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番3号	木造2階建	121.47
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番4号	木造2階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番6号	木造2階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番7号	木造2階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番8号	木造2階建	103.30
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番9号	木造2階建	121.47
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番16号	木造2階建	103.57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番18号	木造2階建	103.57
		世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番19号	木造2階建	103.57
世帯用公舎	秋田市御所野元町三丁目4番20号	木造2階建	103.57		